

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

(2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表11に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (3) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金
- (4) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金
- (5) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (6) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (7) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金
- (8) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (9) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金
- (10) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金
- (11) 神奈川県地域電力供給システム整備事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度に前項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表11に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、第3条第1項第5号及び第6号の補助事業は除く。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表11に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表11に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表11に定めるとおりとする。

- 2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、別表1から別表11に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額（第3条第1項第1号及び第8号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額）に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表11に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表11に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表11に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

- 第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表11に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。
- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

- 第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表11に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表11に定めるとおりとする。
- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース、割賦若しくは第3条第1項第1号の補助事業における電力販売により実施する場合で、補助事業者が処分制限期間又はリース、割賦若しくは電力販

売契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、補助事業者は、あらかじめ別表1から別表11に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
 - (3) 第3条第1項第5号の補助事業にあつては、補助対象の燃料電池自動車等の使用者の住所を変更したとき。

（暴力団の排除）

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第13条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表4及び別表10に定める県への協力事項に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
- (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱
- (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱
- (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱
- (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱
- (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱
- (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱
- (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱
- (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱
- (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱
- (12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

別表1 第3条第1項第1号に規定する補助金（神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表1において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備 太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であって、補助事業者（補助事業をリース、割賦又は第3号の電力販売（以下別表1において「リース等」という。）により実施する場合はリース等使用者）が、当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費することを目的とするもの及びその附属設備（当該発電設備を設置した施設における通常の消費量よりも多く発電されるエネルギーに係る発電設備及びその附属設備は除く。）をいう。</p> <p>(2) 蓄電システム等 自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。</p> <p>(3) 電力販売 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の所有者である発電事業者が、当該設備を当該発電事業者の費用により設置し、発電された電気を当該設備を設置した施設の所有者等に販売するものをいう。</p>
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>県内に次の各号に掲げる設備（全て未使用品（蓄電システムにあっては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）であることとする。また、住居の用に供する部分で使用するものを除く。以下別表1において「第1号補助対象設備」という。）を設置する事業（国の資金を原資とする補助金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業を除く。以下別表1において「第1号補助事業」という。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす自家消費型再生可能エネルギー発電設備</p> <p>ア 太陽光発電設備を設置する場合は、発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に少数点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。</p> <p>イ 風力発電設備を設置する場合は、単機の発電出力が1kW以上であること。</p> <p>ウ 太陽光及び風力発電設備を併せて設置する場合は、合計の発電</p>

	<p>出力が10kW以上かつ風力発電設備の単機の発電出力が1kW以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を全て満たす蓄電システム等</p> <p>ア 第1号補助事業で設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置するものであること。</p> <p>イ 第1号補助事業を実施する施設において、新たに設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を、第1号補助事業で設置する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。</p> <p>ウ 第1号補助事業で設置する蓄電システムの設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>エ 第1号補助事業で設置する蓄電システム等の機能が、知事が別に定める要件を満たしていること。</p>						
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>補助事業者は、第1号補助事業を実施し、かつ、第1号補助対象設備を所有する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。</p> <p>ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表1において同じ。）</p> <p>イ 青色申告を行っている個人事業者</p> <p>(2) 第1号補助事業をリース等により実施する場合は、補助金の交付を受ける者及び補助事業者はリース等事業者（リース等契約に基づき、第1号補助対象設備のリース等を行う者。以下別表1において同じ。）とする。また、リース等事業者が法人、リース等使用者（リース等契約に基づき、第1号補助対象設備を設置して使用する者。以下別表1において同じ。）が前号に掲げるいずれかの者であることとし、リース等事業者とリース等使用者が共同で申請を行うこととする。</p> <p>(3) 前号の場合に、リース等事業者は、リース等使用者から領収するリース料、割賦料又は電力販売における電力使用料（以下別表1において「リース料等」という。）の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額しなければならない。</p>						
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>第1号補助事業を実施するために必要な経費のうち、設備費（第1号補助対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（第1号補助対象設備の設置に要する経費（第1号補助対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む。））</p>						
<p>5 第5条の補助額の算出方法</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="454 1809 1361 1865">各設備について、次に掲げる額を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1865 663 1910">設備の種類</td> <td data-bbox="663 1865 1361 1910">補助額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1910 663 2092">自家消費型再生可能エネルギー発電設備</td> <td data-bbox="663 1910 1361 2092"> <p>(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額を上限とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、第1号補助事業にお</p> </td> </tr> </table>	各設備について、次に掲げる額を上限とする。		設備の種類	補助額	自家消費型再生可能エネルギー発電設備	<p>(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額を上限とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、第1号補助事業にお</p>
各設備について、次に掲げる額を上限とする。							
設備の種類	補助額						
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	<p>(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額を上限とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、第1号補助事業にお</p>						

		<p>いて太陽光発電設備を設置する場合は、前号の規定により算出した額又は発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額のうち、いずれか低い額を上限とする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、第1号補助事業において次に掲げるいずれかの要件を満たす薄膜太陽電池を設置する場合は、第1号の規定により算出した額又は発電出力に1kW当たり10万円を乗じた額のうち、いずれか低い額を上限とする。</p> <p>ア 発電セルは、半導体層が10μm以下であること。</p> <p>イ モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。</p> <p>ウ 荷重（架台等に必要な部材を含む）が10kg/m²以下であること。</p> <p>(4) 前3号の規定にかかわらず、補助事業者（第1号補助事業をリース等により実施する場合は、リース等使用者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の民間企業である場合は、3,000万円を上限とする。</p>
	蓄電システム等	<p>蓄電システム等に係る補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額、又は次のうちいずれか低い額を上限とする。</p> <p>(1) 産業用以外の蓄電システムを導入する場合は、150千円×導入する蓄電システムの台数（2,000千円を上限とする。）</p> <p>(2) 産業用蓄電システムを導入する場合は、2,000千円</p>
6 第6条の交付申請に係る提出書類		<p>(1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 第1号補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、第1号補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、第1号補助事業に係る経費の内訳書類</p> <p>(4) 第1号補助対象設備に係る仕様書</p> <p>(5) 第1号補助対象設備を設置する施設の登記事項証明書又はこれに代わるもの（当該施設を新築する場合にあっては、建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの）</p> <p>(6) 第1号補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）（自家消費型再生可能エネルギー発電設備、蓄電システム等及び補助対象外の設備が判別できるとともに、発電した電力</p>

	<p>を全て自家消費可能であることを証する書類を提出すること。)</p> <p>(7) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）（本様式及び本様式に附属する添付資料については、補助事業をリース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出すること。)</p> <p>(8) 補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの、個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近1年分（写し）</p> <p>(9) 補助事業者が中小企業者の場合は、中小企業者であることが確認できる書類（写し）</p> <p>(10) 貸借対照表及び損益計算書の直近2年分（写し）</p> <p>(11) 第1号補助事業をリース等により実施する場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金共同申請同意書（第1号様式別紙2）及びリース料等の算定に当たり元本相当額から補助金相当分が減額されることを示す契約書（写し）等</p> <p>(12) 補助事業者又はリース等使用者と第1号補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る設置施設に関する同意書（第1号様式別紙3）（施設の所有者に係る役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）及び現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるものを添えて提出すること。)</p> <p>(13) その他知事が必要と認める書類</p>
7 第7条の交付の決定等に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の補助事業の着手	第1号補助対象設備の設置工事の着工とする。
9 第9条第2項の補助事業完了の日	第1号補助対象設備の設置工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して第1号補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。
10 第11条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）
11 第11条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）

係る様式		
13 第11条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。	
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業実施状況報告書（第10号様式）	
15 第15条の実績報告に係る書類	<p>(1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書（第11号様式）</p> <p>(2) 設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがない第1号補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙）及び変更に係る書類</p> <p>(3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。）</p> <p>(4) 第1号補助事業に係る納品及び支出を証する書類（写し）</p> <p>(5) 前号の納品及び支出を証する書類（写し）に、第1号補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、第1号補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>(6) 第6条に規定する申請の際に、第1号補助対象設備を設置する施設の登記事項証明書を提出できなかった場合、登記事項証明書又はこれに代わるもの</p> <p>(7) 第1号補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの</p> <p>(8) 実際の第1号補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）（自家消費型再生可能エネルギー発電設備、蓄電システム等及び補助対象外の設備が判別できる書類を提出すること。）</p> <p>(9) その他知事が必要と認める書類</p>	
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）	
17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	太陽光発電設備	17年 (建物附属設備の場合は15年)
	風力発電設備	17年
	蓄電システム等	6年
18 第17条第2項の財産処分	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）	

に係る様式	
19 第17条第3項の財産処分の承認等に係る様式	<p>処分等が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により通知する。</p>
20 第21条の県への協力事項	<p>(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない。</p> <p>(2) 第1号補助事業を電力販売により実施する補助事業者は、かながわソーラーバンクシステムの「0円ソーラープラン（事業所用0円ソーラー）」に登録申請しなければならない。</p>

別表1 第1号様式（第6条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、7の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

県内において、2のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部として使用します。

また、自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために神奈川県が実施する広報活動などの取組に協力します。

2 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の種類等

自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
蓄電システム等の設置	蓄電容量 (kWh)
有 ・ 無	kWh
設置場所所在地 (施設等名称)	設置場所所有者名

3 交付申請額 (千円未満切捨て)

円

(交付申請額の積算)

経費の区分		費目名	金額	
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費型再生可能エネルギー発電設備費 ・自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費 ・発電量データ収集用設備費 ・設置工事材料費 ・その他設備費 	円	
	設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計費 ・設置工事費 ・諸経費 	円	
	小計（補助対象経費）		(A)	円
	交付申請額（千円未満切捨て）		(B)	円
	補助対象外経費			円
				円
				円
小計（補助対象外経費）		(C)	円	
蓄電システム等	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム等に係る設備費 ・蓄電システム等に係る附属設備費 ・非常用電気設備に係る設備費 ・その他設備費 	円	
	設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計費 ・設置工事費 ・諸経費 	円	
	小計（補助対象経費）		(D)	円
	交付申請額（千円未満切捨て）		(E)	円
経費合計		(A + C + D)	円	
交付申請額合計		(B + E)	円	

注 消費税及び地方消費税相当額は除く。

交付申請額は、第5条に規定する額を上限とする。

4 補助事業の着手及び完了の予定日

工事着工予定日 年 月 日

工事完了予定日 年 月 日

支払完了予定日 年 月 日

5 自家消費の見込

年間の想定発電量 (kWh)	kWh
年間の昼間想定電力消費量 (kWh)	kWh

6 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

申請者の業種 (中小企業基本法第2条第1項のうち 該当する業種)			
資本金		従業員数	
部署名・役職名		担当者名	
担当部署の 所在地			
電話番号		電子メール アドレス	

(2) 共同申請者の情報 (共同申請を行う場合)

法人名称			
代表者・職名		代表者・氏名	
共同申請者の業種 (中小企業基本法第2条 第1項のうち該当する業種)			
資本金		従業員数	
部署名・役職名		担当者名	
担当部署の 所在地			
電話番号		電子メール アドレス	

7 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること (債務超過の状況にないこと。)
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度に国の資金を原資とする補助金並びにかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと (予定も含む。)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

印

別表1 第1号様式別紙2

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
申請者 （リース事業者、割賦又は電力販売事業者）		⑩
共同申請者 （リース、割賦又は電力販売で設置する設備の使用者）		⑩

【同意事項】

- 1 リース事業者、割賦事業者又は電力販売事業者（以下「リース等事業者」という。）及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- 2 交付決定の結果については、リース等事業者に通知します。
- 3 補助金はリース等事業者に交付されますが、リース等事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料、割賦料又は電力販売における電力使用料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当額分を減額することを要します。
- 4 リース等事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース等事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、リース等事業者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

別表1 第1号様式別紙3

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る設置施設に関する同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
申請者		印
共同申請者		印
補助対象設備を設置する施設の所有者		印

【同意事項】

- 1 かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の趣旨を理解し、補助事業の実施に協力します。
- 2 補助対象設備を設置する施設の所有者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- 3 補助対象設備を次の施設に設置することに同意します。

設置場所所在地
施設等名称

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければなりません。また、補助事業を電力販売により実施する場合は、かながわソーラーバンクシステムの「0円ソーラープラン(事業所用0円ソーラー)」に登録申請しなければなりません。
- (7) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額

を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(8) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(9) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項の規定による県の休日(以下「県の休日」という。)に当たる場合は、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄する場合(以下「処分」という。)又は補助事業をリース、割賦若しくは電力販売により実施する場合において、事業者が処分制限期間又はリース、割賦若しくは電力販売契約の期間内に使用者から引き上げようとするときは(以下処分及び使用者からの引き上げを「処分等」という。)、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分等した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
太陽光発電設備	17年(建物附属設備の場合は15年)
風力発電設備	17年
蓄電システム等	6年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5の期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

別表1 第3号様式(第7条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

別表1 第4号様式 (第11条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 (千円未満切捨て)

変更前 円 変更後 円

(1) 変更前交付申請額の積算

経費の区分		費目名	金額
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・自家消費型再生可能エネルギー発電設備費 ・自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費 ・発電量データ収集用設備費 ・設置工事材料費 ・その他設備費 	円
	設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計費 ・設置工事費 ・諸経費 	円
	小計 (補助対象経費) (A)		円
	交付申請額 (千円未満切捨て) (B)		円
	補助対象外経費		円
			円
小計 (補助対象外経費) (C)		円	
蓄電システム等	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム等に係る設備費 ・蓄電システム等に係る附属設備費 ・非常用電気設備に係る設備費 ・その他設備費 	円
	設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計費 ・設置工事費 	円

		・諸経費	
	小計（補助対象経費）	(D)	円
	交付申請額（千円未満切捨て）	(E)	円
経費合計		(A + C + D)	円
交付申請額合計		(B + E)	円

注 消費税及び地方消費税相当額は除く。

交付申請額は、第5条に規定する額を上限とする。

(2) 変更後交付申請額の積算

経費の区分		費目名	金額
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	設備費	・自家消費型再生可能エネルギー発電設備費	円
		・自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費	
		・発電量データ収集用設備費	
		・設置工事材料費	
		・その他設備費	
	設置工事費	・調査・設計費	円
		・設置工事費	
	・諸経費		
小計（補助対象経費）		(A)	円
交付申請額（千円未満切捨て）		(B)	円
補助対象外経費			円
			円
			円
小計（補助対象外経費）		(C)	円
蓄電システム等	設備費	・蓄電システム等に係る設備費	円
		・蓄電システム等に係る附属設備費	
	設置工事費	・非常用電気設備に係る設備費	円
		・その他設備費	
小計（補助対象経費）		(D)	円
交付申請額（千円未満切捨て）		(E)	円
経費合計		(A + C + D)	円
交付申請額合計		(B + E)	円

注 消費税及び地方消費税相当額は除く。

交付申請額は、第5条に規定する額を上限とする。

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

別表1 第5号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表1 第6号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表1 第7号様式(第11条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表1 第8号様式(第11条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

様

第 号
年 月 日

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

別表1 第9号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
中止・廃止不承認通知書

様

第 号
年 月 日

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

別表 1 第10号様式 (第12条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

別表1 第11号様式 (第15条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類等

自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
蓄電システム等の設置	蓄電容量 (kWh)
有 ・ 無	kWh
設置場所所在地 (施設等名称)	設置場所所有者名

2 補助対象経費等の支出状況

経費の区分		費目名	金額	
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備費 ・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費 ・ 発電量データ収集用設備費 ・ 設置工事材料費 ・ その他設備費 	円	
	設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・設計費 ・ 設置工事費 ・ 諸経費 	円	
	小計 (補助対象経費)		(A)	円
	交付申請額 (千円未満切捨て)		(B)	円
	補助対象外経費			円
			円	

			円
	小計（補助対象外経費）		円
蓄電システム等	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム等に係る設備費 ・蓄電システム等に係る附属設備費 ・非常用電気設備に係る設備費 ・その他設備費 	円
	設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計費 ・設置工事費 ・諸経費 	円
	小計（補助対象経費）		円
	交付申請額（千円未満切捨て）		円
経費合計			円
交付申請額合計			円

注 消費税及び地方消費税相当額は除く。

交付申請額は、第5条に規定する額を上限とする。

3 補助事業の着手及び完了の日

工事着工日 年 月 日

工事完了日 年 月 日

支払完了日 年 月 日

4 補助金振込先 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

別表1 第11号様式別紙

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

別表 1 第12号様式 (第16条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知 (年 月
日付け 第 号) により交付決定した補助金については、 年 月
日付けで提出された神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書に基づ
き、交付額を 円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事
業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

別表 1 第13号様式 (第17条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

別表1 第14号様式（第17条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表 1 第15号様式 (第17条関係)

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)